

第7期江府町障がい福祉計画・第3期江府町障がい児福祉計画

令和6年3月

江府町

第7期江府町障がい福祉計画・第3期江府町障がい児福祉計画

<目次>

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
第2章 障がいのある方の現状等	3
1. 障がい者数	3
2. 主な障がい福祉サービス利用状況	6
第3章 計画の推進のために	14
1. 基本理念	14
2. 基本目標	14
3. 計画の推進体制	19
第4章 障がい福祉サービスの数値目標等	21
1. 本章の内容と目的	21
2. 障がい福祉サービス等に関する目標	21
3. 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策	28

※障がいの表記について

計画の文言において、「障害」と「障がい」の表記があります。

法律に関する用語（法の名称や法律に登場する表記、手帳の名称等）については「障害」を、一般的な表記については「障がい」を使用します。

第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要

1. 計画策定の趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、「障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有できるかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。本基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去する」ことを基本理念とした取組が進められています。江府町（以下「本町」）では、令和3年度に「江府町障がい福祉計画（第6期計画）・江府町障がい児福祉計画（第2期計画）」を策定し、障がいのある人への各種の施策、及び障がい福祉施策の推進を図ってきました。これらの計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の基本理念である「誰もが、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくことができる」を念頭に、次期計画である「江府町障がい福祉計画（第7期計画）・江府町障がい児福祉計画（第3期計画）」を策定し、本町における障がい者施策、及び障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「基本計画」を踏まえ、「障害者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「障害児福祉計画」として、「基本計画」と一体的に策定するものです。

計画名	根拠法令	計画の性格
第7期江府町障がい福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込み量を盛り込んだ実施計画
第3期江府町障がい児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	各年度における、障がい児を対象とした、通所支援や相談支援等の必要な見込み量を盛り込んだ実施計画

(2) 町の計画における位置づけ

本計画は、国の基本指針や鳥取県の考え方と整合性を図りながら、本町のまちづくりの基本指針に即した「江府町未来計画」との整合も考慮し、策定するものです。

「江府町未来計画」では、障がいのある方に必要な情報を提供し、一人ひとりの相談に的確に応じて適切なサービスを総合的に調整し、相談支援する体制づくりの必要性、自立と社会参加のため、地域でも生活ができる在宅福祉サービスの充実や住居、就労の場の確保の必要性、人格と個性を尊重し正当な理由もなく、障がいを理由として差別されることなく、安心して地域生活・社会参加ができるよう地域基盤の必要性などを明記し、施策の基本計画としての性格とともに、目的の実現のための性格も有しています。

3. 計画の期間

「市町村障害福祉計画」は、3か年を1期として策定を行うことを基本としており、本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間となります。

ただし、計画期間であっても、社会情勢の変化や制度改正等により必要に応じて計画の見直しを行います。

4. 計画の対象

本計画における「障がい者」「障がいのある人」とは、手帳のあるなしにかかわらず、身体障がい、知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などがあるために日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人（障害者基本法第2条第1項）を計画の対象とします。

第2章 障がいのある方の現状等

1. 障がい者数

(1) 身体障がい者

「身体障害者手帳所持者数」

① 年齢別・総合等級別

(単位：人・%)

総合等級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
18歳未満	1	0	0	1	0	0	2	1.12
18～65歳未満	7	1	5	4	1	1	19	10.68
65歳以上	48	12	19	50	13	15	157	88.20
計	56	13	24	55	14	16	178	100.00
	31.00	7.30	13.48	30.90	7.87	8.99	100.00	

令和2年度

総合等級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
18歳未満	0	0	0	1	0	0	1	0.64
18～65歳未満	7	1	2	7	1	1	19	12.26
65歳以上	41	9	18	45	12	10	135	87.10
計	48	10	20	53	13	11	155	100.00
	30.97	6.45	12.90	34.19	8.39	7.10	100.00	

令和5年12月31日現在

身体障害者手帳の交付状況については、第6期計画策定時の令和2年度と比べて23人減少しました。年齢別で18歳未満は1名減。18歳から65歳未満は増減なし。65歳以上が22人減となっています。等級別では1級の減少が最も多く8名の減となっています。減少の主な理由は死亡です。65歳前後の所持者も多く今後も高齢化が進むと思われます。

② 障がい種類別・個別等級別

(単位：人・%)

身体障害者手帳所持者数

区 分	重度		中度		軽度		計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視覚障がい	2	2	0	1	2	0	7
聴覚障がい	0	2	3	3	0	14	22
音声・言語	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	15	9	17	41	12	2	96
内部障がい	39	0	4	10	0	0	53
計	56	13	24	55	14	16	178
構 成 比	31.46	7.30	13.48	30.90	7.87	8.99	100.00

(注) 重複障がいの場合はそれぞれにカウント

令和 2 年度

区 分	重度		中度		軽度		計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視覚障がい	2	2	1	1	4	2	12
聴覚障がい	0	1	3	4	0	9	17
音声・言語	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	10	8	14	37	10	3	82
内部障がい	34	0	4	15	0	0	53
計	46	11	22	57	14	14	164
構 成 比	28.05	6.70	13.41	34.76	8.54	8.54	100.00

(注) 重複障がいの場合はそれぞれにカウント

令和 5 年 12 月 31 日現在

第 6 期計画策定時との比較では、視覚・聴覚障がいが 5 名増加しています。

肢体不自由が 14 名減少しています。高齢の手帳を取得されていた高齢の方が死亡を理由に減少していることがわかります。

全体的に手帳取得者の高齢化が進んでおり、今後もその流れが継続していく状況になっています。

(2) 知的障がい者

「療育手帳所持者数」

令和2年度

(単位：人・%)

区 分	A (重度)	B (中軽度)	計
18歳未満	1	5	6
18歳以上	4	18	22
計	5	23	28
構 成 比	17.86	82.14	100.00

(令和5年12月31日現在)

(単位：人・%)

区 分	A (重度)	B (中軽度)	計
18歳未満	0	4	4
18歳以上	4	20	24
計	4	24	28
構 成 比	14.29	85.71	100.00

全体数は第6期計画策定時の令和2年度と比べて変化がありません。18歳未満が2名減、18歳以上が2名増加しています。65歳以上は6名。65歳未満のほぼ全員が就労もしくは障害福祉サービスを利用しています。

(3) 精神障がい者

「精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数」

令和2年度

(単位：人・%)

区 分	1級	2級	3級	計
所持者数	3	14	8	25
構 成 比	12.00	56.00	32.00	100.00

※精神障がい者入院患者数 1人

(令和2年12月31日現在)

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者 47人

(令和2年12月31日現在)

令和5年12月31日現在

(単位：人・%)

区分	1級	2級	3級	計
所持者数	3	18	7	28
構成比	10.71	64.29	25.00	100.00

※精神障がい者入院患者数 0人 (令和5年12月31日現在)

※自立支援医療(精神通院)受給者証所持者 47人 (令和5年12月31日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者は、第6期計画策定時の令和2年度と比べて3名の増加となりました。2級の数が増えています。半数以上は就労等しながら生活されています。

自立支援医療受給者は令和3年度と同数です。受給者の状況としては、勤労収入のある方が6割、年金を受給されている方が3割強で、働きながら受給されている方が多くみられます。

2. 主な障害福祉サービス利用状況

(1) 訪問系サービス

サービス種別	項目	単位	目標	R3	R4	R5
				実績	実績	見込
居宅介護	月間実利用者数	人	3	3	3	3
	月間総利用時間数	時間	95	28	26	24
重度訪問介護	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総利用時間数	時間	0	0	0	0
同行援護	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総利用時間数	時間	0	0	0	0
行動援護	月間実利用者数	人	1	1	1	1
	月間総利用時間数	時間	186	183	187	209
重度障害者等包括支援	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総利用時間数	時間	0	0	0	0

・居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。利用者数は変わりませんが、利用時間については、減少しています。

- ・ **重度訪問介護**

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

- ・ **同行援護**

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

- ・ **行動援護**

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 定期的な利用が1名あり、利用時間は増加しています。

- ・ **重度障害者等包括支援**

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを、包括的に行います。 重度の方は町外の施設利用が多く、利用がありません。

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	項目	単位	目標	R3	R4	R5
				実績	実績	見込
生活介護	月間実利用者数	人	8	8	9	9
	月間総サービス利用数	人日	178	109	112	115
自立訓練 (機能訓練)	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0	0
就労移行支援	月間実利用者数	人	2	2	1	1
	月間総サービス利用数	人日	24	23	8	6
就労継続支援 (A型)	月間実利用者数	人	5	3	2	2
	月間総サービス利用数	人日	110	29	24	23
就労継続支援 (B型)	月間実利用者数	人	16	14	14	14
	月間総サービス利用数	人日	330	167	161	163
就労定着支援	月間実利用者数	人				
療養介護	月間実利用者数	人	3	3	3	3
短期入所 (福祉型)	月間実利用者数	人	2	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	5	0	0	0
短期入所 (医療型)	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0	0

・生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。第6期期間中利用状況は、利用者1名の増加により、利用時間数が増加しています。

・自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために、必要な訓練を行います。

・就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上の

ために必要な訓練を行います。2名の利用があり、その後一般就労に移行しています。

・就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

A型については、利用者が定着している状況です。B型についても、平成28年度から江府町内にサービス事業所が開設したこともあり、定着した利用があります。

・就労定着支援

一般就労へ移行した人に対し、就労定着に向けて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

・療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。継続して3名の方が利用されています。

・短期入所（福祉型・医療型）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

（3）居住系サービス

サービス種別	項目	単位	目標	R3	R4	R5
				実績	実績	見込
自立生活援助	月間実利用者数	人	0	0	0	1
共同生活援助	月間実利用者数	人	12	12	11	10
施設入所支援	月間実利用者数	人	6	5	5	5

・自立生活援助

集団生活ではなく、賃貸住宅等で一人暮らしを希望する人の相談や日常生活上の援助を行います。

・共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
高齡化による介護サービスへの移行等もあり、減少傾向がみられます。

・施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
近年積極的な地域移行の成果により増加はありません。

(4) 相談支援サービス

サービス種別	項目	単位	目標	R3	R4	R5
				実績	実績	見込
計画相談支援	月間実利用者数	人	35	37	35	37
地域移行支援	月間実利用者数	人	0	0	0	0
地域定着支援	月間実利用者数	人	0	0	0	0

・計画相談支援

障がいのある方の暮らしについて、希望に沿ったサービスや人を繋げ、地域とより良い関係が築いていけるよう支援します。平成 28 年度に町内に相談支援事業所が開設したこともあり、増加傾向にあります。

・地域移行支援

施設・病院から地域での生活を支援します。現入所者、入院者の状態や高齡化などの実情を考慮すると、地域移行は困難と考えますが、引き続き状況把握に努め、地域生活への移行の可能性を探っていきます。

・地域定着支援

地域生活の継続のために支援を行います。上記の地域移行支援と同様に状況把握に努め、地域生活定着への可能性を探っていきます。

(5) 児童サービス

サービス種別	項目	単位	目標	R3	R4	R5
				実績	実績	見込
児童発達支援	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0	0
医療型 児童発達支援	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	月間実利用者数	人	0	1	0	1
	月間総サービス利用数	人日	0	4	0	4
保育所等訪問支援	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	月間実利用者数	人	0	0	0	0
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0	0
障害児相談支援	月間実利用者数	人	0	1	0	1

・児童発達支援

児童発達支援センター等に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の支援を行います。

・医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能の障がい（「肢体不自由」）のある児童に、児童発達支援及び治療を行います。

・放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

・保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援を行います。

・居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい児で、児童発達支援を受けるために外出が困難なものについて、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行います。

・障害児相談支援

通所支援のサービス利用に対して障がい児の心身の状況、環境、保護者の意向等を勘案し、給付決定後のサービス利用計画を作成したり定期的に見直しを行ったりします。

(6) 特別障害者手当等受給者数

区 分	人 数		
	R3	R4	R5
特別障害者手当	6	6	4
障害児福祉手当	1	1	0
経過的福祉手当	0	0	0
計	7	7	4

令和5年12月31日現在

(7) 補装具・日常生活用具給付等状況

区分	種 目	人 数					
		身体障がい者			障がい児		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
補 装 具	補聴器	2	0	2	0	0	0
	車いす	0	0	0	0	0	0
	電動車いす	0	0	0	0	0	0
	義足	0	0	0	0	0	0
	歩行器	0	0	0	0	0	0
	歩行補助杖	0	0	0	0	0	0
	装具等	0	0	0	0	0	0
	修理（補聴器・車いす等）	0	3	1	0	0	0
	小 計	2	3	3	0	0	0
日 常 生 活 用 具	介護・訓練支援用具 歩行支援用具	0	0	0	0	0	0
	排泄管理支援用具 （ストマ用装具）	9	10	10	0	0	0
	在宅療養等支援用具 （ネブライザー等）	0	0	1	0	0	0
	自立生活支援用具	0	0	0	0	0	0
	情報・意思疎通支援用具	0	0	0	0	0	0
	居宅生活動作補助用具	0	0	0	0	0	0
	小 計	9	10	11	0	0	0
合 計	11	13	14	0	0	0	

補装具・日常生活用具に関して、障がい児の利用はありません。

補装具購入は、ほぼ補聴器の購入で、聴覚障がいの新規手帳取得者が全員 65 歳以上かつ、補聴器の購入をされています。

日常生活用具に関しては、排泄管理用具の利用が増えています。

今後も、一人ひとりのニーズに即した支援を進めていきます。

第3章 計画の推進のために

1. 基本理念

『住民一人ひとりが安心して暮らせ、生きていく楽しさを実感できる』

「江府町未来計画」の基本方針です。これは、「SDGs『誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会』の実現の達成に向けて、町民一人ひとりが自発的・自立的に、自分に合わせた健康づくりに取り組み、みんなが生涯にわたって健やかで心豊かに生活することができることを目的としています。誰もがお互いに人権と個性を尊重し、地域の中で安心して安全に生活できる環境づくりに努めます。

2. 基本目標（めざしていく町のすがた）

基本理念を果たしていくために、「障がいのある人が自らの力を発揮でき、みんなが人権や個性を大切にすまち」をめざします。そのための構成要素として、①「相談・支援」、②「就労」、③「保健・医療・福祉」、④「教育」、⑤「障がいの理解と啓発」があげられます。これらを、基本目標とします。

① 相談・支援

当町の障害福祉サービスの発展のカギを握るのは、「相談・支援」であると考えられます。ここ数年で「8050問題・親なきあとの問題」と言われる、50代の子どもの生活を80代の親が支えるという問題、親が支援できなくなった場合の支援者の確保についての問題が大きくなっています。障がいのある方が地域で安心して暮らすためには、身近なところで相談できる環境を整えることが必要です。現在、自立支援給付サービスの利用者には、それぞれに相談支援専門員がつき、一人一人に寄り添った相談支援が展開されています。今後も、より身近で充実した体制を考慮し、更に連携強化をまいります。「親なきあとの問題」についても相談支援や地域生活支援拠点を中心に早期からのアプローチを展開していきます。また、成年後見制度を始めとする権利擁護や障がい者（児）虐待防止の観点を踏まえ施策を展開します。

【施策の方向】

●生活支援体制の整備

ケアマネジメントの推進と相談支援体制の充実を図ります。また、当事者・家族による活動を支援します。

●権利擁護（成年後見制度等について）

成年後見制度について、町民への周知や町長申し立て制度、権利擁護センターの活用等、利用者支援の仕組みづくりをすすめます。西部後見サポートセンターうえるかむに事業委託を行い、法人後見活動支援や市民後見人養成等、体制整備のための支援を行います。

●障がい者虐待防止について

虐待防止の啓発活動を行うとともに、障がいのある方への虐待に対して、早期発見・早期対応、解決に向けて、障害福祉サービス事業所等関係機関と連携し、支援を行います。

② 就労

障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し、働くことにより経済的な自立と社会へ貢献していくことで、社会参加が促進されるよう働く場・機会の拡大を図ります。

【施策の方向】

●障がい者雇用の促進

- ・ 県、日野郡3町及びサービス事業所と連携し、障がい者雇用、共同発注等について状況を把握するため、定期的に意見交換を行います。
- ・ 障がい者雇用事業として、町内のサービス事業所等への役場の役務作業を委託し、障がいのある方の雇用、工賃水準の向上を図り、町内の就労支援事業所が、安定した運営を継続できるように支援します。
- ・ 公共職業安定所（ハローワーク）や就労生活支援センター等の関係機関と連携し、民間企業に対して、積極的に雇用の働きかけを行います。

●障がい特性に応じた就労支援

公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携し、障がいのある方の能力や特性に応じた就労支援を行います。

③ 保健・医療・福祉

障がいの原因となる疾病等の予防や、早期発見・治療ができるよう、保健・医療サービスの適切な提供の充実を図ります。

また、包括的相談支援体制を構築し、保健・医療・福祉が、一体的に支援できるよう連携をとり、速やかに対応できる体制を整えます。

【施策の方向】

●障がいの原因となる疾病等の予防・治療

妊産婦の健康教育や健康指導、健康診査等の充実を図り、障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・治療を推進します。

●障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

障がいの軽減や重度化・重複化の防止のために、適切な医療・医学的リハビリテーションの提供が行われるよう、相談支援体制の充実や医療機関等との連携体制の強化を図ります。また、生活機能を維持・改善するため、機能訓練事業の充実を図ります。

●精神保健施策の充実

従来の保健師を中心とした活動に加えて、地域における心の健康に関する相談や、カウンセリング等の提供機会の充実を図り、“心の健康づくり”を推進し、精神疾患の早期発見に努めます。

④ 教育

健診・相談等の様々な機会を通して、発達に課題がある子どもを早期発見し、多方面の相談窓口から療育機関等へつなぐ体制の充実を図るとともに、早期療育の取り組みを促進します。発達に課題がある子どもに関しては、子育て世代包括支援センターおひさまを通して、関係機関との連携を図っています。また、就学後は教育委員会と連携を取り、障がいのある子どもの全体像の把握のために、保育園、小・中学校の関係者、住民生活課、教育委員会で「特別支援教育推進委員会（江府っ子の学びを支える会）」を年に3回開催し、情報交換や協議を行っています。今後このような連携の形をさらに発展させ、障がいのある子どもが、将来に向かって自分の能力や可能性を最大限に生かせるよう、発達段階に応じた教育や、療育体制の整備を図ります。

【施策の方向】

●一貫した相談支援体制の整備

住民生活課をはじめ、その他の機関が把握している情報や取り組みを適切で十分な形でサービスに繋げていくために、発達に課題がある子ども及び障がいのある子どもの発達段階や障がいの特性に応じて、関係機関が適切な支援を行えるよう乳幼児期から学校卒業後まで関係者間の連携を強化し、一貫した相談支援体制の整備を推進します。

●療育体制等の整備

鳥取県立総合療育センターをはじめとする各療育機関との連携を強化し、地域の療育体制の整備を図ります。また、児童発達支援などの早期療育の場の確保に努めます。

●放課後活動の場の確保

放課後こども教室における障がいのある子どもの受け入れ体制整備、また、放課後デイサービス、日中一時（地域生活支援事業）等、放課後や長期休暇中に活動する場の確保に努めます。

●施設のバリアフリー化の促進

障がいのある、ないにかかわらず全ての子どもにとって適切な環境となるよう施設のバリアフリー化に向けた整備を促進します。

⑤ 障がいの理解・啓発

江府町では、重度の障がいのある方だけでなく、軽度の障がいのある方も増加しています。だれもが住みよい暮らしを送るためには、お互いのことを理解し、尊重しあう関係性が必要となります。これには、正しい障がいへの理解が必要となります。そのために、情報発信や交流の推進を図ります。

豊かな地域生活が送れるよう、住環境や交通、文化、緊急時の対応等について利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応した整備を進めます。

障がいの種類や程度によっては、自ら情報を得ること・発信することが困難な場合があります。障がいの特性に配慮したコミュニケーション支援体制を充実させていきます。

江府町の障がい福祉の課題の一つに、社会資源が不足していることが挙げられます。この問題を解決するためにも、サービスの充実、サービスに対する理解・福祉教育の充実、人材の確保・育成が重点課題であります。そのために以下の施策を推進します。

【施策の方向】

●福祉教育等の推進

福祉教育という観点で、地域の人権学習会などの地域での学習の場を通じて相互理解と相互の尊重の意識を高めていきます。

●あいサポート運動の推進

・「障がいを知り、ともに生きる」あいサポート運動の推進に努め、正しい知識の普及、

啓発を図るとともに、町民及び障がい福祉団体への情報発信、情報交換等の機会の提供に努めます。

- ・行政機関窓口等において、障がいのある方に配慮したサービスの提供を行います。

●スポーツ・文化芸術活動の振興

障がいのある人が“楽しみ”や“生きがい”をもって暮らせるようスポーツ交流会や文化芸術教室の開催などに取り組みます。

●住宅のバリアフリー化の推進

障がいのある人や高齢者を対象とした暮らしやすい住まいづくりについての相談支援を行い、住宅のバリアフリー化を推進します。

●道路等のバリアフリー化の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や鳥取県福祉のまちづくり条例等に基づき、行きたいところへ自由に外出ができるよう公共交通機関のバリアフリー化の推進や、公共交通機関の利用が困難な人への車両による移送サービスの充実を図ります。

●啓発・広報活動の推進

障がいに関する正しい知識について、広報誌やホームページ、ポスター掲示やリーフレットなどを積極的に活用し、周知を行います。また、サービスの利用促進に向けて情報発信・啓発に取り組みます。

●災害時等の対応について

平成 29 年 9 月に「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（以下、「鳥取県あいサポート条例」）が施行され、「災害時における障がい者の支援」について市町村の役割が明記されました。災害発生時または発生のおそれがある場合には、障がいのある人に確実に情報が伝わるように、それぞれの障がい特性に応じた対応が必要になってまいります。その体制が早期に確保できるよう、既存の防災行政無線、緊急通報システムその他、地域の自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、その他の関係機関との連携体制の強化に取り組みます。避難体制についても地域や、民生委員、関係団体、施設などと連携を図り、支援や救助ができるように取り組みます。

福祉避難所については、運営方法の他、受入方法や物資の確保など具体的な支援体

制について取り組みを進めます。普段からの見守りや声かけなど地域の協力体制と、行政や警察、障がい者団体、福祉施設や事業所等と連携し、防犯対策についても推進していきます。

●人材の育成・確保

障がいのある人のニーズに適切に対応できるよう保健・医療・福祉などの各分野で、障がいのある人の生活の支援に関わる人材の育成・確保を図ります。

3. 計画の推進体制

1. 推進計画

基本目標で掲げたそれぞれの目標を踏まえ、施策を展開する上で、地域の理解や協力が必要です。障がいのある方、サービス事業所、関係機関、家族、地域住民、行政が理念を基に一体となった協力・連携の構築が求められます。また、町内だけでなく県や他市町村との連携も必要となってきます。現在、「鳥取県西部障害者自立支援協議会」「日野郡障がい福祉関係者連絡会」があり、西部 9 市町村（米子市、境港市、日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、日南町、日野町、江府町）と地域間連携を進めています。この協議会・連絡会では、障がい福祉計画の進捗管理と調整の役割を担っている他、相談支援の中核的役割も担っています。

計画の推進体制として、①「鳥取県や鳥取県西部 9 市町村との連携」、②「関係機関や障がいのある方、地域の皆様等の理解を得たうえでの協働」、③「鳥取県西部障害者自立支援協議会での進捗管理と調整」、この 3 つを推進体制の軸にしていきます。

2. 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての障がいのある方を支援していくためには、町民や事業所、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。ホームページ、広報紙、パンフレット等を活用し、本計画について理解促進を図ります。

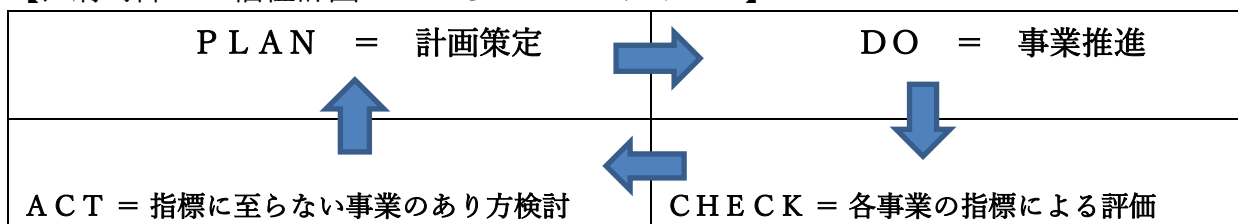
3. PDCA サイクルによる推進・管理体制

本事業計画は、理念だけのものに終わらず、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくために、きめ細かく進捗評価を行いながら計画を見直していく（※）PDCA サイクルによる推進体制が不可欠となります。

(※) P D C A サイクルとは

事業活動における生産管理・品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の一つ。

【江府町障がい福祉計画にかかる P D C A サイクル】



第4章 障害福祉サービスの数値目標等

1. 本章の内容と目的

本章では、国が定める基本指針に即して、計画最終年度末の数値目標を設定します。また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで3か年における障害福祉サービス等の見込み量を定めて、江府町におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

2. 障害福祉サービス等に関する目標

障害者総合支援法の基本理念である、①「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重」され、②「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」するため、「地域生活への移行」、「就労の支援」及び「障がい児への支援」について、国が定める「基本指針」に基づき、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」等に関する計画最終年度末における数値目標を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活（グループホーム、一般住宅等）への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、施設入所のうち、グループホーム、一般住宅などに移行する者の数について目標を定めるものです。

① 令和8年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

目標数値と 考え方	0人（R4年度末施設入所者 5人） 現状とこれから施設入所を検討されている方のニーズを踏まえ検討。希望者のニーズと必要なサービスを十分に検討し算定しました。
国の基本指針	地域移行者数：R4年度末施設入所者の6%以上。

② 令和8年度末時点と比較した施設入所者の減少数

目標数値と 考え方	0人（R4年度末施設入所者数 5人） 現状と、これから施設入所を検討されている方のニーズを踏まえ検討。令和4年度末の施設入所者数の見込みは6名となっています。国の指針とは逆行しますが、希望者のニーズと必要なサービスを十分に検討し算定しました。
国の基本指針	施設入所者数：R4年度末施設入所者の5%以上削減。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムを構築するものです。

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置・開催回数

数値目標	設置済み 年6回（地域ケア会議や日野郡連絡会にて実施）
国の基本指針	計画最終年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置と開催回数の見込みを設定する。

②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

数値目標	6名以上
国の基本指針	重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる保健・医療・福祉・介護・当事者及び家族等の関係者の参加見込みを設定する。

③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

数値目標	1回
国の基本指針	重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場における目標設定および評価の回数の見込みを設定する。

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点は、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住体制づくり)として、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を、地域の実情に応じて整備するものです。

<p>目標数値と 考え方</p>	<table border="0"> <tr> <td>拠点設置箇所数</td> <td>1 箇所</td> </tr> <tr> <td>コーディネーターの配置人数</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>検証・検討の実施回数</td> <td>4 回</td> </tr> </table> <p>日野郡（江府町、日野町、日南町）で共同設置を行っており、日野郡障がい福祉関係者連絡会議で検証・検討を実施していきます。また、強度行動障がい者の支援について支援体制を整備するため、令和8年度までにニーズの把握を行います。</p>	拠点設置箇所数	1 箇所	コーディネーターの配置人数	1 人	検証・検討の実施回数	4 回
拠点設置箇所数	1 箇所						
コーディネーターの配置人数	1 人						
検証・検討の実施回数	4 回						
<p>国の基本指針</p>	<p>各市町村又は各圏域ごとに地域生活拠点を設置し、その機能の充実に向けた検証・検討を実施する。また、令和8年度末までに強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は各圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の構築を進めること。</p>						

(4) 福祉施設から一般就労への移行

地域において障がいのある人が、自立して安定した生活をしていくために、必要な収入を得ること、また社会の一員として就労し、生きがいを見出すことができるよう、福祉施設の利用者の一般就労への移行を支援します。

① 福祉施設利用者のうち令和8年度中に一般就労する者の数

<p>目標数値</p>	<p>令和8年度 3名（令和4年度末0人）</p>
<p>国の基本指針</p>	<p>一般就労への移行者数を令和3年度の1.28倍。</p>

② 就労移行支援事業所等を通じて、令和8年度中に一般就労する者の数

目標数値	令和8年度 1名（令和4年度末0人）
国の基本指針	一般就労への移行者数を令和3年度の1.31倍。

③ 就労継続支援A型事業を通じて、令和8年度中に一般就労する者の数

数値目標と 考え方	令和8年度 1名（令和4年度末0人） 年齢や障がいの現状、これまでの実績等により一般就労への移行は困難と考え、引き続き状況把握に努め、就労移行への可能性を探っていきます。
国の基本指針	一般就労への移行者数を令和3年度の1.29倍。

④ 就労継続支援B型事業を通じて、令和8年度中に一般就労する者の数

数値目標と 考え方	令和8年度 1名（令和4年度末0人） 年齢や障がいの現状、これまでの実績等により一般就労への移行は困難と考え、就労移行への可能性を探っていきます。
国の基本指針	一般就労への移行者数を令和3年度の1.28倍。

⑤ 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

数値目標と 考え方	令和8年度 5割以上
国の基本指針	就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

⑥ 就労定着支援事業の利用者数

数値目標と 考え方	令和8年度 1名（令和4年度末0人） 年齢や障がいの現状、これまでの実績等により一般就労への移行は困難と考え、就労移行への可能性を探っていきます。
国の基本指針	一般就労への移行者数を令和3年度の1.41倍以上。

⑦ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合

数値目標と 考え方	令和8年度 2割5分以上（令和4年度末0%）
国の基本指針	就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を2割5分以上とする。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

考え方	単町での児童発達支援センター設置は専門職の人員配置、対象者数の見込み等により困難と考え、西部圏域での設置に向け検討している。
国の基本指針	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所設置。

② 保育所等訪問支援を利用できる事業所

考え方	単町での事業所設置は、職員（専門職等含む）の人員配置、対象者数の見込み等により困難と考える。現在、教育課の事業として、インクルーシブの視点による保育所支援事業を実施しており、協同での実施を検討していく。
国の基本指針	令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

考え方	単町での事業所設置は、職員（専門職等含む）の人員配置、対象者数の見込み等により困難と考え、西部圏域での設置を検討する。
国の基本指針	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に1カ所確保。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

考え方	医療的ケア児の協議の場としては、西部圏域（鳥取県西部障害者自立支援協議会）で設置している。 また医療的ケア児のコーディネーターは、町内の相談支援事業所に配置されている。
国の基本指針	令和8年度末までに医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置とコーディネーターの配置をすること。

(6) 発達障がい者等に関する支援

発達障がいのある方の早期発見・早期支援のため、発達障がいのある方及び家族等に対する支援の充実を図るものです。

考え方	<table border="0"> <tr> <td>ペアレントトレーニング（実施者）</td> <td>目標値</td> <td>1</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>ペアレントトレーニング（受講者）</td> <td>目標値</td> <td>1</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>ペアレントメンターの人数</td> <td>目標値</td> <td>1</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>ピアサポートの活動への参加人数</td> <td>目標値</td> <td>1</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>ひのぐんぐん、療育センター等のプログラムを活用し、受講をすすめていく。</p>	ペアレントトレーニング（実施者）	目標値	1	人	ペアレントトレーニング（受講者）	目標値	1	人	ペアレントメンターの人数	目標値	1	人	ピアサポートの活動への参加人数	目標値	1	人
ペアレントトレーニング（実施者）	目標値	1	人														
ペアレントトレーニング（受講者）	目標値	1	人														
ペアレントメンターの人数	目標値	1	人														
ピアサポートの活動への参加人数	目標値	1	人														
国の基本指針	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）、プログラムの実施者数（支援者）、およびピアサポート活動の参加者数の見込みを設定する。																

・ペアレントトレーニング

保護者や養成者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養成者のかかわり方や心理的なストレスの改善、発達障がい児者の適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家庭支援のアプローチの一つです。

・ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者や養成者の方の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラムです。

・ペアレントメンター

発達障がいの子どもの育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩み

を抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブックの作成支援、情報共有等を行います。

・ピアサポート

一般に同じ課題や環境を体験する方がその体験からくる感情を共感することで、専門職による支援からは得難い安心感や自己肯定感を得られる支援です。

(7) 相談体制の充実・強化等

障がいのある方が抱える複合的な課題や支援ニーズを把握し、適切な福祉サービスにつながるための、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う「基幹相談支援センター」を設置し、相談支援体制の充実・強化を行うものです。

<p>考え方</p>	<p>基幹相談支援センターの設置 1 か所 単町での設置は困難と考えるため、西部圏域の共同設置に向けて検討して行く。</p> <p>協議会の設置 1 か所 鳥取県西部障害者自立支援協議会において設置している。 今後も、個別事例の検討と通じ、地域サービス基盤の開発・改善等を行っていく。</p>
<p>国の基本指針</p>	<p>令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置する（複数市町村の共同設置可）こと、また、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組等を行うとともに、これらの取り組みを行うための協議会を設置すること。</p>

(8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

<p>考え方</p>	<p>県が主催する研修への参加 1 人/年 自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所との共有回数 1 回/月</p>
<p>国の基本指針</p>	<p>令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する実施体制を構築すること</p>

3. 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

(1) 障害福祉サービスの見込量

計画最終年度までの各年度における障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要量の見込みは、次のとおりです。

1. 介護給付・訓練等給付

① 訪問系サービス

サービス種別	令和4年度 未実績	令和6年	令和7年	令和8年
居宅介護	3人	4人	5人	6人
	73時間	95時間	95時間	95時間
重度訪問介護	0人	0人	0人	0人
同行援護	0人	1人	1人	1人
	0時間	10時間	10時間	10時間
行動援護	1人	1人	1人	1人
	187時間	210時間	210時間	210時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人

② 日中活動系サービス

サービス種別	R4 実績	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
生活介護	9 人	9 人	9 人	10 人
	110 人日分	109 人日分	112 人日分	115 日分
自立訓練（機能訓練）	1 人	1 人	1 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	1 人	1 人	1 人	1 人
※就労選択支援	0 人	0 人	0 人	1 人
就労移行支援	1 人	1 人	1 人	1 人
就労継続支援（A 型）	2 人	2 人	3 人	3 人
	24 人日分	42 人日分	69 人日分	69 人日分
就労継続支援（B 型）	14 人	14 人	15 人	16 人
	161 人日分	330 人日分	330 人日分	330 人日分
就労定着支援	0 人	1 人	1 人	1 人
療養介護	3 人	3 人	3 人	3 人
短期入所（福祉型）	0 人	1 人	1 人	1 人
	0 人日分	12 人日分	12 人日分	12 人日分
短期入所（医療型）	0 人	1 人	1 人	1 人
	0 人日分	12 人日分	12 人日分	12 人日分

※就労選択支援

障がいのある方の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいがある方への就労を支援します。

③ 居住系サービス

サービス種別	R4 実績	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
自立生活援助	1 人	1 人	1 人	1 人
共同生活援助	10 人	11 人	12 人	13 人
施設入所支援	5 人	5 人	5 人	5 人

④ 相談支援サービス

サービス種別	R4 実績	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
計画相談支援	34 人	35 人	35 人	35 人

地域移行支援	1人	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人	1人

⑤ 医療的ケア児支援や発達障がい者に対する支援

サービス種別	R4実績	令和6年	令和7年	令和8年
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	1人	2人	2人	2人
ペアレントレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の (受講者数)	0人	0人	0人	1人
	0人	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人	1人

⑥ 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

サービス種別	R4実績	令和6年	令和7年	令和8年
第1号認定（受入施設：幼稚園、認定こども園）	0人	1人	1人	1人
第2号認定（受入施設：保育所、認定こども園）	0人	1人	1人	1人
第3号認定（受入施設：保育所、認定こども園等）	0人	1人	1人	1人
放課後児童健全育成事業	1人	1人	1人	1人

人：月間の利用人数

時間：月間のサービス提供時間

人日分：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

①訪問系サービスについて

居宅介護、同行援護、行動援護について定期的な利用を見込んでいます。

引き続き、新規利用の推進のために情報提供、ニーズの掘り起こしに努めます。

②日中活動系サービスについて

ア. 生活介護

今後も増加する傾向が考えられますので、サービスの確保に努めます。

イ. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

現在、宿泊型自立生活訓練の利用を検討している 1 名の利用を見込んでいます。

ウ. 就労移行支援

近年利用が増えています。一般就労を目指すうえで必要な知識・能力の修得ができるよう支援していきます。

エ. 就労継続支援（A型・B型）

今後も継続して支援していくとともに、さらなる利用を見込んで設定しております。

オ. 就労定着支援

一般就労移行の目標もあり、積極的な活用の支援をします。

カ. 療養介護

現利用者の継続的な利用を見込んでいます。

キ. 短期入所（福祉型・医療型）

医療型について 1 名の利用を見込んでいます。また福祉型の短期入所も使えるようサービスの確保に努めます。

③居住系サービス

江府町で最もサービスニーズが高いサービスです。サービス量を確保しながら地域生活への移行も検討していきます。

④相談支援サービス

今後の障害福祉サービスの発展のために、計画相談支援の体制を整備していきます。

⑤児童サービス

障がい児福祉のニーズ調査で、もっとも要望が高かった放課後等デイサービスの支援体制を検討していきます。また、保護者も含めた相談支援体制も整備して

いきます。

(2) 見込量の確保のための方策

① 事業者への情報提供等

障害福祉サービスや相談支援の事業を行う者を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進します。

② グループホームの設置促進

地域生活への移行を進めるために、障がいのある方等の地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）について、社会福祉法人やNPO法人等による設置を支援します。

ただし、基本的には大規模居住（8名以上）とならないよう留意し、家庭的な雰囲気の下で地域との交流を図るなど社会との連携を確保するという観点をもったサービス提供体制を整備する必要があります。

2. 地域生活支援事業

(1) 事業内容

① 相談支援事業

障がいのある人や障がいのある子どもの保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある方等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし実施します。

② コミュニケーション支援事業

聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳などの方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

平成 18 年より鳥取県西部地区 9 市町村が N P O 法人「コミュニケーション支援センターふくろう」に事業委託を行っており、手話通訳士の派遣や要約筆記者の派遣等、サービス提供が行える状況が整備されています。

③ 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人に対して、日常生活用具を給付・貸与します。

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、ヘルパーを派遣し社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

⑤ 地域活動支援センター事業

通所により、創作活動、機能訓練、社会適応訓練等のサービス提供等を行い、障がいのある人の自立と社会参加を支援します。

⑥ 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

地域	サービス種別	令和6年		令和7年		令和8年	
		利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量
生活 支 援 事 業	相談支援事業	5	5件/月	5	5件/月	5	5件/月
	コミュニケーション支援 (意思疎通支援事業) (手話奉仕員養成講座)	1	1人/月 1名	1	1人/月 1名	1	1人/月 1名
	日常生活用具給付等	5	7件/月	7	7件/月	7	7件/月
	移動支援	4	4時間/月	5	5時間/月	6	6時間/月
	地域活動支援センター	1	1カ所	1	1カ所	1	1カ所
	日中一時支援	4	32時間/ 月	5	40時間/ 月	5	40時間/ 月

(3) 見込量の確保のための方策

① 柔軟な事業実施

障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、利用者ニーズの把握に努めるとともに、地域の特色に合った柔軟な事業実施を目指します。

② 広域的な事業実施

コミュニケーション支援事業や相談支援事業など、専門性の高いサービスの提供を効果的・効率的に実施するため、他市町村や県と連携し、広域的なサービス基盤の整備を推進します。

概念図 「地域のかたち」と「めざすべき方向」施策の展開
～障がい者（児）編～

「思いを形に 未来につなぐまちづくり」
～3000人の楽しい町～

<基本理念>

『住民一人ひとりが安心して暮らせ、生きていく楽しさを実感できる。』

<めざしていく町の姿>

障がいのある人自らの力を発揮でき、
みんなが人権や個性を大切にすまち

相談・支援

就 労

保健・医療

教 育

障がいの理解・啓発

■基本方針■

○江府町未来計画（2016年4月1日～2026年3月31日）
第2部 第2章 楽しく年をとれるまち

■ガイドライン■

第7期障害福祉計画に係る基本指針見直しのポイント

【厚生労働省】

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 地域における相談支援体制の充実強化
- 障害者等に対する虐待の防止
- 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
- 障害福祉サービスの質の確保
- 障害福祉人材の確保・定着

☆鳥取県西部障害者自立支援協議会

平成20年3月より、相談支援事業等地域の障がい福祉のシステムづくりの中核的な役割を果たす協議の場として発足しました。市町村、福祉サービス事業者、相談支援事業者等の団体が参加しています。

相談支援事業の強化や地域課題の解決などについて話し合われている場です。

全員協議会

= 運営委員会

【部会】

- ・在宅部会
- ・入所部会
- ・A型部会
- ・福祉就労部会
- ・一般就労部会
- ・日中活動部会
- ・子ども部会
- ・当事者部会

【課題別部会】

- ・地域移行部会
- ・住宅問題部会
- ・災害対策部会
- ・権利擁護部会
- ・医療的ケア児者支援部会

【プロジェクト】

- ・相談支援の仕組みに関する意見交換会

【相談支援関係】

- ・所長会
- ・支援センター連絡会
- ・相談支援の充実に資するための連絡会
- ・支給決定検討会

日野郡障がい福祉関係者連絡会

平成30年前後に、それまで米子市内だけにあった相談支援事業所が、各市町村に整備され、身近な地域で相談支援を受け入れられる体制が整いました。それに伴い西部圏域全体で課題の解決を図るだけでなく、各市町村単位で課題の吸い上げと解決をする場を設けたほうがより細かい課題や地域の特色のある課題に対応できるのではないかという意見がありました。

そこで、日野郡3町と日野郡内にある障害福祉サービス事業所、また関係機関で構成される「日野郡障がい福祉関係者連絡会」が平成30年4月から発足しました。日野郡固有の課題を話し合い、各町や日野郡で解決できることは、その場で方針を話し合い、郡内で解決が難しいことは西部自立支援協議会に持ち上げ、検討して課題解決をしていくこととなります。2か月に1回開催し、郡内の課題を拾い上げと解決方法の検討をしています。

地域生活支援拠点の充実に関する検討（特に緊急時の受け入れについて）、地域の人材育成のための研修の企画・実施を行っていきます。これにより今後急加速的に進むであろう「8050問題」や「親なきあと問題」に対応できるように支援の体制を協力して構築していきます。